

ちば

平成25年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率

千葉県総務部財政課

目 次

平成25年度決算に基づく健全化判断比率等について

1 健全化判断比率等のポイント	1
2 健全化判断比率	2
3 各公営企業の資金不足比率	4
【参考資料】	
(参考1) 財政健全化法の概要について	6
(参考2) 各健全化判断比率等の算定式	7
(参考3) 千葉県の健全化判断比率等の対象範囲	11

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成 26 年 9 月 18 日
千葉県総務部財政課
電話 043-223-2076

1 健全化判断比率等のポイント

- 平成 25 年度決算に基づき「健全化判断比率」を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても「財政健全化団体」となる判断基準である早期健全化基準を下回りました。

区分	本県の比率		早期健全化基準※1	財政再生基準※2
	25 年度	24 年度		
実質赤字比率	なし	なし	3.75%	5.0%
連結実質赤字比率	なし	なし	8.75%	15.0%
実質公債費比率	11.3%	11.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	179.3%	191.9%	400.0%	基準なし

- 各公営企業における「資金不足比率」は、平成 25 年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。

区分	資金不足の生じた公営企業		経営健全化基準
	25 年度	24 年度	
資金不足比率	なし	なし	20.0%

※1 早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「財政健全化団体」となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく財政健全化計画を策定し、自主的な財政健全化を取り組むことが求められます。また、計画の実施状況によっては総務大臣から勧告を受けることになるなど、行財政運営に一定の制約がかかります。

※2 財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生団体」となり、国の関与による確実な財政の再生を図るために財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減と歳入の確保に取り組むことになります。

なお、「財政再生団体」は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債を起こすことができません。

2 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率 ㉕該当なし (㉔該当なし) 【早期健全化基準 3.75%】

標準財政規模に対する一般会計等の赤字額の大きさを示したものです

- 一般会計等の実質収支が黒字のため、実質赤字比率は「該当なし」です。

(2) 連結実質赤字比率㉕該当なし (㉔該当なし) 【早期健全化基準 8.75%】

標準財政規模に対する全会計を合算した赤字額の大きさを示したものです

- 公営企業会計を含むすべての会計の実質収支が黒字（公営企業においては資金不足なし）のため、連結実質赤字比率は「該当なし」です。

(3) 実質公債費比率 ㉕11.3% (㉔11.2%) 【早期健全化基準 25.0%】

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の、標準財政規模等に対する割合を表したものです。

- 実質公債費比率は3カ年平均を比率として用いますが、前年度の11.2%（平成22年度～24年度平均）から11.3%（平成23年度～25年度平均）となりました。
- その要因は、国からの地方公務員給与費の削減要請が加味されたことにより、「標準財政規模」が例年の規模よりも低く抑えられたため「分母」が減少したことなどによるものです。

実質公債費比率の内訳

単位：億円

構成要素	平成25年度	平成24年度	平成23年度	25年度と 24年度の差引
分子 ①=②+③-④	1,001	999	1,002	2
地方債の元利償還金(特定財源控除後) ②	814	831	842	△ 17
準元利償還金 ③	1,326	1,243	1,191	83
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額 算入額 ④	1,139	1,075	1,031	64
分母 ⑤=⑥-⑦	8,873	8,936	8,748	△ 63
標準財政規模 ⑥	10,012	10,011	9,779	1
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額 算入額 ⑦	1,139	1,075	1,031	64
単年度の比率 ①/⑤	11.2	11.1	11.4	0.1
実質公債費比率(平成23年度～25年度平均)	11.3			
【参考】平成22年度～24年度平均	11.2			

※単年度の実質公債費比率は小数第2位以下切り捨てで表記

(4) 将来負担比率 ⑤179.3% (④191.9%) 【早期健全化基準 400.0%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模等に対する割合を表したもので

○ 将来負担比率は、前年度の191.9%から179.3%と、12.6ポイント改善しました。

○ その要因は、臨時財政対策債以外の建設地方債等（退職手当債を含む）の残高や退職手当支給予定額などの将来負担額が減少するとともに、地方債の償還額等に充当可能な基金が増加したことで、実質的な将来負担額（将来負担額から控除すべき額を差し引いた額、「分子」）が1,242億円減少したことによるものです。

将来負担比率の内訳

単位:億円

構成要素	平成25年度	平成24年度	差引	備考
分子 ①=②-⑪	15,913	17,155	△ 1,242	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	39,123	38,575	548	
一般会計等の年度末地方債現在高 ③	33,038	31,937	1,101	
うち臨時財政対策債以外の地方債現在高	20,391	20,918	△ 527	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	483	507	△ 24	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	400	455	△ 55	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額 ⑥	2	3	△ 1	一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の負担見込額
退職手当支給予定額 ⑦	5,142	5,627	△ 485	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	47	37	10	公社・第三セクター等の負債等に係る一般会計等の将来負担額
連結実質赤字額 ⑨				公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩	11	9	2	県が加入する一部事務組合の実質赤字額に対する一般会計等の負担見込額
将来負担額からの控除額 ⑪=⑫+⑬+⑭	23,210	21,420	1,790	
充当可能基金額 ⑫	4,345	3,632	713	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
特定財源見込額 ⑬	1,297	1,306	△ 9	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額 ⑭	17,568	16,482	1,086	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
分母 ⑯=⑯-⑪	8,873	8,936	△ 63	
標準財政規模 ⑯	10,012	10,011	1	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑰	1,139	1,075	64	
将来負担比率(%) ①/⑯	179.3	191.9	△ 12.6	

3 各公営企業の資金不足比率 【経営健全化基準 20.0%】

資金不足額の事業規模に対する割合であり、公営企業ごとに算出します。経営健全化基準以上となった公営企業は、経営健全化計画を定めなければなりません。

- 対象となる公営企業とは、上水道事業、工業用水道事業、病院事業、造成土地整理事業、土地造成整備事業、工業団地整備事業、流域下水道事業、港湾整備事業、土地区画整理事業の9事業です。
- 資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

参考一覧

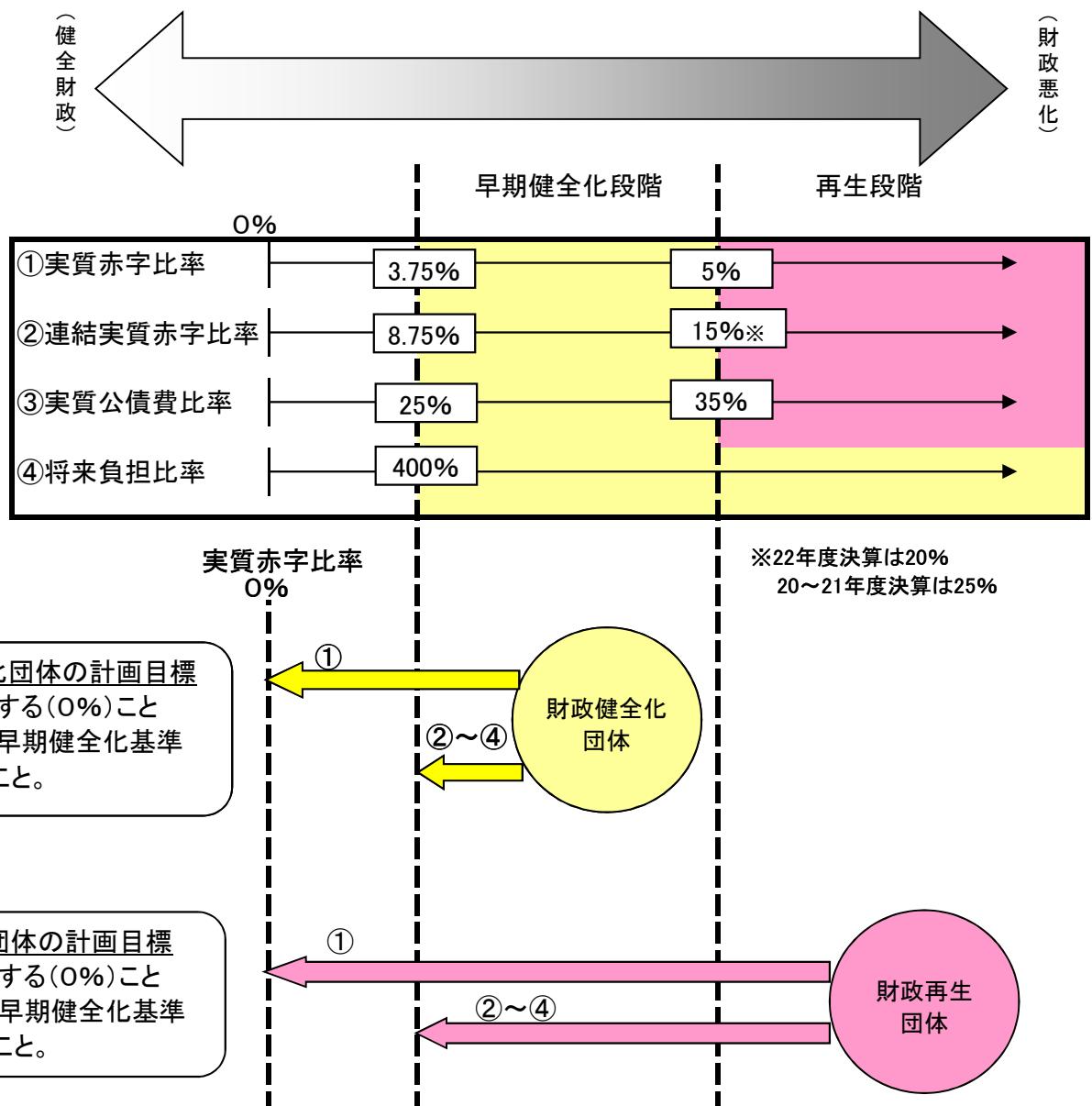
(参考 1) 財政健全化法の概要について

(参考 2) 各健全化判断比率等の算定式

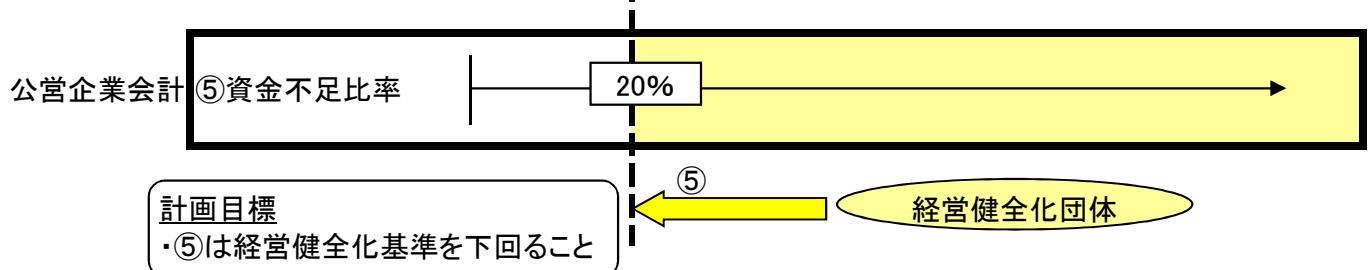
(参考 3) 千葉県の健全化判断比率等の対象範囲

(参考1)財政健全化法の概要について

(財政の早期健全化・再生)



(公営企業の経営健全化)



(参考2) 各健全化判断比率等の算定式

1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○一般会計等：一般会計及び一般会計に係る14の特別会計(※)

※県債管理事業、市町村振興資金など14の特別会計

○実質赤字額：「歳入歳出差引額（形式収支）」から「翌年度に繰り越すべき財源(※)」を控除した
実質的な収支決算額（実質収支）が赤字の場合の当該赤字の額

※翌年度に繰り越すべき財源：継続費過次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額、事業繰越額、支払繰延額の合計額
から未収入特定財源を控除した額

○標準財政規模：普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模

2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○連結実質赤字額：①+②の合計額

① 一般会計等及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計(※)の実質赤字額
※公営競技事業

② 公営企業に係る特別会計(※)の資金不足額

※上水道事業、病院事業、土地造成事業、流域下水道事業などの9の特別会計

3 実質公債費比率

(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
実質公債費比率= _____ (3か年平均) 標準財政規模- (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

○地方債の元利償還金

一般会計等に係る公債費に充当した一般財源等の額

※繰上償還額、借換債を財源とした償還額、満期一括償還地方債の元金償還金を除く

○準元利償還金：①～⑤の合計額

- ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額（年度割相当額）等

※償還期間を30年とする元金均等年賦償還の方法により償還することとした場合における当該満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額と減債基金(本県では県債管理基金)積立不足額を考慮して算定した額との合計額

- ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金

※対象公営企業：病院事業、流域下水道事業、土地区画整理事業

- ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金

※対象組合：北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団

- ④ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出

※PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等に対する負担金など

- ⑤ 一時借入金の利子

※一会计年度内において、歳计現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うための借入金

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方交付税の算定上、基準財政需要額(※)に算入される元利償還金及び準元利償還金

※基準財政需要額：普通交付税の算定基礎となるもので、合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要

4 将来負担比率

将来負担額一（充当可能基金額十特定財源見込額十 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）
将来負担比率二 標準財政規模一（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）

○将来負担額：①～⑧の合計額

① 一般会計等の年度末地方債現在高

② 債務負担行為(※)に基づく支出予定額

※地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくもので、予算の一部を構成
※PFI事業に係るもの、国営土地改良事業等に対する負担金など

③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額

※対象公営企業：病院事業、流域下水道事業

④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額

※対象組合等：北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団

⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）

※年度末で全職員が自己の都合により退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額

⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額

※対象法人：千葉県道路公社、千葉県土地開発公社（以上、財政健全化法施行令で明記）、（公財）千葉県水産振興公社、
(一財)千葉県まちづくり公社、千葉県信用保証協会、(公財)千葉県産業振興センター（以上、県が損失補
償を行っている法人）

⑦ 連結実質赤字額

※公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）。実質赤字額（資金不足額）はないため該当なし

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※対象となる一部事務組合は、千葉県競馬組合、北千葉広域水道企業団、君津広域水道企業団

○充当可能基金額：上記①～⑥に充てることができる基金

地方債の償還額等に充てることができる基金残高

※算定期点において、当該基金を廃止するものと仮定した場合に、国等に返還する必要がある額等を除く

○特定財源見込額

地方債の償還額等に充てることができる特定財源

※地方債を財源とする貸付金の償還金、公営住宅の使用料など

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額

※今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金

5 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額= (流動負債－流動資産)

(法非適用企業) 資金の不足額= (歳入歳出差引額－翌年度に繰り越すべき財源)

○事業の規模

(法適用企業) 事業の規模= 営業収益の額－受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模= 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※法適用企業：地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業（上水道事業、病院事業、工業用水道事業、造成土地整理事業、土地造成整備事業）

法非適用企業：地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業（工業団地整備事業、流域下水道事業、港湾整備事業、土地区画整理事業）

(参考3) 千葉県の健全化判断比率等の対象範囲

